

君影防災福祉コミュニティ 地域お助けガイド

令和 3 年 3 月作成

君影防災福祉コミュニティ

地域おたすけガイドを作成する前に…

- (1) 地域おたすけガイドは、地域の皆さんが災害時に活動する際に、活用するものです。災害時は、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちのできる範囲で活動を行うことが大前提です。
- (2) 皆さんの災害時の活動をより効果的にするために、これまでに各地域で取り組まれた優良事例を参考に、この地域おたすけガイド（例）を作成しました。
- (3) しかし、この地域おたすけガイド（例）に記載している内容は完全ではありません。
- (4) ぜひ、皆さんの防コミで防災訓練や話し合いを通して繰り返し検証して、地域に適したガイドにするために、どんどん見直していきましょう。



1 運営本部の設置基準

- ・ 震度 5 弱以上若しくは兵庫県瀬戸内海沿岸に大津波警報又は津波警報が発表された場合、又は地震による被害が拡大する恐れがある場合。
- ・ 特別警報が出された場合。
- ・ 上記のほか、地域内に土砂災害警戒情報若しくは避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令された場合。

2 活動方針

阪神・淡路の教訓で、近隣の方々に助けあうことはとても重要です。しかしながら、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分達の出来る範囲で防災活動を行いましょう!!

3 役員参集場所等一覧

防コミ運営本部	君影小学校 (設置するかどうかは防コミ役員等で連絡を取り合って決定する)					
ブロック本部 (自治会単位)	設置しない(ネットワークで相談する)					
防災資機材庫						
緊急避難場所 (屋内)	名称	※災害ごとの注意事項			備考	避難所
		土砂	洪水	津波		
	君影小学校				設置基準はラインで連絡を取り合う。取れなければ自動参集となる。	○
	君影地域福祉センター					
	4・5丁目集会所(安心コミュニティセンター)					
	君影保育所					
	27号棟					
13号棟						
緊急避難場所 (屋外)	名称	※災害ごとの注意事項			備考	
		地震	津波	大火		
	君影小学校グラウンド					
防災行政無線 保有者	会長宅	地域福祉センター				

※ 「災害ごとの注意事項の見方」

- ・ 避難所の欄に○のある施設は避難所として利用が可能です。
- ・ △：敷地の一部などが、警戒区域などの中に入るため、「備考」欄の注意事項を確認の上、緊急時のみ利用できる施設。
- ・ ×：警戒区域などの中に入るため、原則、利用できない施設。

災害時の行動

は、その行動が完了したら✓をつける。

① 風水害

【災害発生前】

文中の「自治会長等(※)」とは「自治会長(自治会に防災担当役員がいる場合は防災担当役員)」と読み替える。

個人の行動

● 大雨の天気予報、注意報発令の段階

- ラジオやテレビなどで災害情報を確認する。
- 排水溝の詰まりがないか、強風で飛ばされる物がないかなど自宅と自宅周辺の状況を確認する。
- 非常用持ち出し袋などを準備し、避難に備えておく。
- 浸水のおそれがある地区では、雨戸を閉め、土のうの準備をしておく。
- 自家用車の燃料を確認しておく。
- 不要不急の外出は控える。特に川の近くには行かない。
- 外出している場合は、交通機関の情報を確認しておく。
- 危険箇所や避難所への経路を確認しておく。
(道幅の広い道を選ぶ。川・水路沿いの道は避ける。)

● 警報発令、避難準備情報発令の段階

- 避難準備情報が発令されたら、自主避難の準備をする。
(避難所に行くのと自宅にいるのとどちらが安全かを判断することはとても重要です)
- 土砂災害警戒区域の方はできるだけ避難所に行くことが望ましいです。避難所へ移動できる人は避難所に移動しましょう。

● 避難勧告、避難指示発令の段階

- 危険と思われたら、安全な場所へ避難する。
- 家の中が安全な場合は、2階へ避難する。
- 避難所へ避難の場合は飲料水や少量の食べ物などを用意する。

防災福祉コミュニティとしての活動

1 防コミ運営本部の立ち上げ

- 平常時に、災害の想定を行い、被害を最小限にするための方法を話し合う。
- 基本的には防コミの災害連絡用ラインを使って連絡を取り合う。

- 防コミ災害用ラインで連絡を取り合い、助けを必要とする場合にはラインを通じて救援を求める。ラインで人を募って助け合う。
- 運営本部の設置が必要かどうかはラインで連絡を取り合って判断する。
- 本部に集まった役員の中から統括防災リーダーを決定し、集まってきたメンバーで、情報作戦班、資源管理班等の班編成を行う。
- メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。

2 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等をそれぞれ役員の人が収集し、ラインで情報を流す。
- 収集した情報は、有線電話、携帯電話、ライン等により、各ブロック長（自治会会長等）に伝達し、自治会長等（※）と民生委員が話し合って把握している状態にする。

3 災害時要援護者の避難誘導

- 洪水や土砂災害の危険性が予測される場合、災害時要援護者に対して、各自治会の活動班により避難誘導を実施する。（自治会長等を中心に手助けが必要などころの支援ができるようにする）

4 資機材等の確保

- 災害発生時に備えて、防災資機材や非常食等の確保をする。

【災害発生直後】

1 防コミ運営本部による指揮

- 基本的にはライングループのみで情報共有・相互協力を進める。
- ライングループを使って運営本部を設置するか判断する。
- 災害時要援護者には基本的に自治会長等（※）から連絡し、安否を確認する。
- 情報作戦班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各ブロック（自治会）に活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。
- 防災活動が可能な場合は、最寄りの「防災資機材庫」に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。

2 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 防災行政無線等により収集した気象情報等は、有線電話、携帯電話、ライン等により、自治会長等（※）に伝達する。
- 有線電話、携帯電話等により、自治会長等（※）から各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。ラインで行うことも想定しておく。

- 防コミ災害用ラインで連絡を取り合い、助けを必要とする場合にはラインを通じて救援を求める。ラインで人を募って助け合う。
- 運営本部の設置が必要かどうかはラインで連絡を取り合って判断する。
- 本部に集まった役員の中から統括防災リーダーを決定し、集まってきたメンバーで、情報作戦班、資源管理班等の班編成を行う。
- メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。

2 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等をそれぞれ役員の人が収集し、ラインで情報を流す。
- 収集した情報は、有線電話、携帯電話、ライン等により、各ブロック長（自治会会長等）に伝達し、自治会長等（※）と民生委員が話し合って把握している状態にする。

3 災害時要援護者の避難誘導

- 洪水や土砂災害の危険性が予測される場合、災害時要援護者に対して、各自治会の活動班により避難誘導を実施する。（自治会長等を中心に手助けが必要なところの支援ができるようにする）

4 資機材等の確保

- 災害発生時に備えて、防災資機材や非常食等の確保をする。

【災害発生直後】

1 防コミ運営本部による指揮

- 基本的にはライングループのみで情報共有・相互協力を進める。
- ライングループを使って運営本部を設置するか判断する。
- 災害時要援護者には基本的に自治会長等（※）から連絡し、安否を確認する。
- 情報作戦班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各ブロック（自治会）に活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。
- 防災活動が可能な場合は、最寄りの「防災資機材庫」に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。

2 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 防災行政無線等により収集した気象情報等は、有線電話、携帯電話、ライン等により、自治会長等（※）に伝達する。
- 有線電話、携帯電話等により、自治会長等（※）から各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。ラインで行うことも想定しておく。

3 安否確認

- 民生・児童委員等と協力して、各自治会長等（※）に対して、オンラインを使って災害時要援護者の安否確認をするよう連絡する。

* ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的です。

4 救出・救護

- 二次災害に注意しながら、自治会単位で防災資機材等を使用し、被災者を救出する。

* 土砂は危険です。専門知識を持たずに救助をしようとすることは控えて下さい。もしも生き埋めの状態を見かけたら消防署に救援を求めてください。

- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

5 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に防コミ会長または会長に代わる人が連絡する。

- 避難所運営で必要な事項や、避難者の人数などの情報を区役所等へ伝える。

6 緊急避難場所・避難所の開設

- 学校関係者や区役所職員と協力して緊急避難場所・避難所を開設する。（防コミで余力のある人はそのお手伝いをする）

- 避難者名簿を作成する。

②地震

【災害発生直後】

個人の行動

1 地震発生直後の安全の確保

- 火を使用している場合は、可能な限り火を止める。
- 地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下に隠れるなど、身の安全を確保する。
- 家族の安全を確認する。
- 火災が発生すれば消火器等で初期消火を行う。
- ラジオや携帯電話などで情報の確認。（自家用車のラジオを使うのも有効です）携帯電話は通じにくい場合があります。スマホによるインターネットの活用なども検討して下さい。

防災福祉コミュニティとしての活動

1 防コミ運営本部の立ち上げ

- 委員長、副委員長が防コミ災害用のライングループに投稿し、被害の状況や救援の必要性などの情報をネットワーク経由で共有する。
- ラインで応答のあった役員の中から統括防災リーダーを決定する。リーダーが中心となってラインで応答のある役員で、情報収集・伝達班、安否確認班、救出・救護班などを、必要に応じて組織する。
- (ラインによる相談で、運営本部の設置が必要となった場合は統括防災リーダーが運営本部のメンバーを招集する)
- 運営本部にはメンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。地域の地図、防災マップ、災害時要援護者台帳などを配置する。
- 情報作戦班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、自治会やライングループに活動内容の具体的指示(情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等)を出す。
- 自治会の活動班の人員が不足している場合は、ライングループを使って人員を募集し、応答があった人に支援をお願いする。

2 ブロック毎の災害対応

- 防災活動が可能な場合は、最寄りの「防災資機材庫」や「耐震性貯水槽」に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。
- 各自治会長等(※)は資機材庫で、消火や救助など、対応すべき災害に応じた班を編成する。

3 情報収集・伝達

- ラジオ、テレビ、携帯電話、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。
- 防災行政無線等により収集した地震情報等は、ラインまたは伝令等により、各自治会長等(※)に伝達する。
- ラインまたは伝令等により、各自治会長等(※)から各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。

* 地震時は有線電話、携帯電話は使用できない可能性が高いです。ただし、スマホによるインターネットの活用(ライン等を含む)はできる可能性があります。その場合はそちらを活用しましょう。

* 携帯電話等でも情報が得られず不安なときは、君影小学校に行きましょう。

4 安否確認

- 民生・児童委員等と協力して、災害時要援護者の安否確認を行う。
 - * ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的です。

5 消火活動

- 各自治会単位で消火器具等を活用し初期消火を行う。

- 出火場所を確認する。
- 現場で消火活動人員の割り振りをする。
 - * 火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要です。

6 救出・救護活動

- 二次災害に注意しながら、各自治会単位で防災資機材を使用し、負傷者を救出する。
 - * 救出には車に積んであるジャッキやボール、のこぎりなどが有効です。
- 救出活動人員の割り振りをする。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

7 災害時要援護者の避難支援

- 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要がある災害時の要援護者の避難支援を行う。
- 支援者の割り振りをする。

8 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

9 緊急避難場所・避難所の開設

- 学校関係者や区役所職員と協力して緊急避難場所・避難所を開設する。
- 避難者名簿を作成する。

④ 共通事項

【数時間後～3日（72時間）ぐらまで】

1 役割分担の見直し

- 防災福祉コミュニティの役員の集結状況や災害の状況に応じて役割を見直す。

2 避難所の運営

- 学校関係者、区役所職員や災害ボランティアと協力して避難所の運営にあたる。
- 女性や子育て家庭への配慮
- 災害時要援護者への配慮（要援護者ご本人やご家族の意向を踏まえ、避難所内に一般の方と分けした要援護者のための福祉避難室を設けるなどの対応：保健室の利用など）

※ 特に、知的や精神、発達障がい者のうち、集団生活に対応することが困難な方、透析患者やオストメイト（人工肛門など）などの内部障がい者について、特別な配慮が必要であることを、他の避難者に理解していただくことが大切です。

- 福祉避難所を必要とする方について、避難所を巡回する市の保健師へつなぐ。

- 同行避難してきたペットへの配慮（アレルギー等を持つ人にも配慮が必要）

3 生活情報の収集

- 生活情報の収集及び住民への周知（水、ごはん、罹災情報、お手伝いの情報等）

4 防火・防犯パトロール

- パトロール班を結成し、交代で地域内のパトロールを行う。（パトロールは空き巣等の犯罪の抑止力になります！）

5 みんなで決めたこと

- 防コミの本部を設ける時は、避難者等からの情報を集めやすいため、君影小学校を使うことにする。
- 大きな災害の場合は君影小学校に避難する。
- できるだけラインによる連絡により協力し合い、安全に出来る範囲のことをする。（無理に危ないことをしない）
- もし役員たちで集まらなくてもラインの連絡網は動かす。

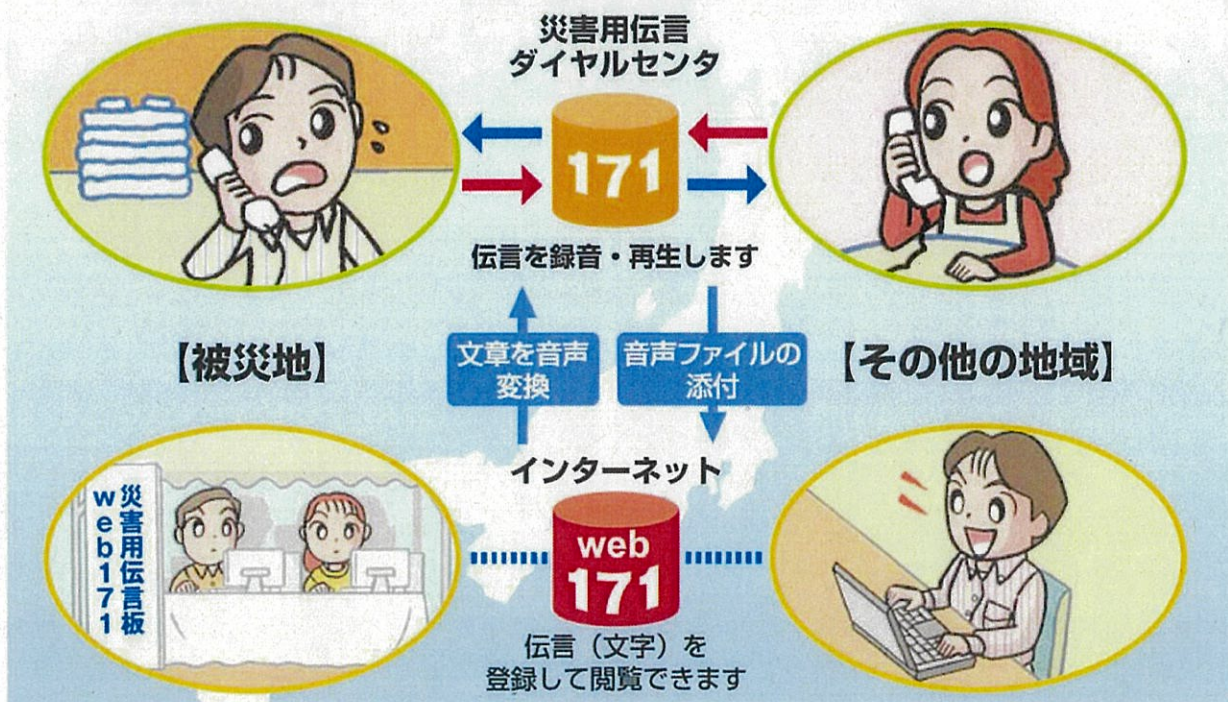
【参考】

避難情報の種類	
避難準備・ 高齢者等避難開始 警戒レベル3	<input type="checkbox"/> 避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は避難を開始しましょう。 <input type="checkbox"/> その他の人は、避難の準備を整えましょう。
避難勧告 警戒レベル4	<input type="checkbox"/> 速やかに避難場所へ避難をしましょう。 <input type="checkbox"/> 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。
避難指示(緊急) 警戒レベル4	<input type="checkbox"/> まだ避難していない人は、緊急に避難場所へ避難をしましょう。 <input type="checkbox"/> 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。

災害用伝言ダイヤルが活用できます

電話で連絡がとれない方は、災害用伝言ダイヤルも活用できます。

**電話による安否確認の連絡が取りにくいときの、
被災地域内やその他の地域の方々との伝言板です。**



ご利用方法

裏面のご利用案内を確認の上、ご利用ください。

<p>被災地域内と他の地域を結ぶ声の伝言板。 「災害用伝言ダイヤル171」</p> <p>利用ガイドンスにしたがってご利用ください。</p>		<p>家族等の安全がインターネット上で確認できる。 「災害用伝言板web171」</p> <p>画面の指示によりご利用ください。</p>	
<p>伝言の録音方法</p> <p>1 171 にダイヤルする <small>▼ガイドンスが流れます</small></p> <p>2 録音する場合は 1 認証番号を利用する録音は「3」 <small>▼ガイドンスが流れます</small></p> <p>3 () 被災地の電話番号、携帯電話・PHS・IP電話の電話番号をダイヤルしてください。 <small>*市外局番からダイヤルしてください。</small></p>	<p>伝言の再生方法</p> <p>1 171 にダイヤルする <small>▼ガイドンスが流れます</small></p> <p>2 再生する場合は 2 認証番号を利用する再生は「4」 <small>▼ガイドンスが流れます</small></p> <p>3 () 被災地の電話番号、携帯電話・PHS・IP電話の電話番号をダイヤルしてください。 <small>*市外局番からダイヤルしてください。</small></p>	<p>登録方法</p> <p>1 https://www.web171.jp にアクセス</p> <p>2 電話番号を入力 <small>() 被災地の電話番号*、携帯電話・PHS・IP電話の電話番号を入力してください。 <small>*市外局番から入力してください。</small></small></p> <p>3 画面の指示に従って、文字による伝言を登録してください</p>	<p>閲覧方法</p> <p>1 https://www.web171.jp にアクセス</p> <p>2 電話番号を入力 <small>() 被災地の電話番号*、携帯電話・PHS・IP電話の電話番号を入力してください。 <small>*市外局番から入力してください。</small></small></p> <p>3 画面の指示に従って、文字による伝言の追加登録をしてください</p>

災害用伝言ダイヤルは、体験利用ができます。

ご家族等で一度体験しておきましょう。

- 体験利用日 毎月 1 日、15 日の 00:00～24:00
- 正月三が日（1月1日、2日3日）の 00:00～24:00
- 災害ボランティア週間（1月15日 9:00～1月27日 17:00）

災害時要援護者とは

災害が発生した場合に、安全に避難できない方、または避難所での生活において困難が生じて、まわりの人の助けを必要とする方。

- ・ 障がいのある方
- ・ 介護が必要な方
- ・ 高齢者（ひとり暮らしの方、高齢者世帯など）
- ・ 難病患者、乳幼児、妊産婦のほか、災害時に負傷した方など自力で避難することが難しい方

連絡先（電話番号）

君影防災福祉コミュニティ	
北消防署	078-591-0119
北区役所（代表）	078-593-1111（代表）
北警察署	078-594-0110
君影小学校	078-592-0059

○君影おたすけガイド作成のお手伝いをしたところ
 合同会社人・まち・住まい研究所（電話番号：078-436-2120）

